

令和7年4月15日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（再求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、令和7年4月30日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年2月7日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年2月12日（水）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

学校法人「森友学園」への国有地売却に関する財務省の決裁文書改竄に関する大阪高裁令和7年1月30日判決に対する上告をしないことを決定した際に法務省が作成し、又は取得した文書（石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む）

4 行政文書の保有状況、確認を求める事項について

本年3月3日付け「行政文書開示請求について（求補正）」に対する回答として、同月7日付で書面の送付があったところ、上記3の請求内容の趣旨に該当する行政文書として、法務本省においては、以下の行政文書を保有しています。

（1）令和7年2月6日に財務大臣及び法務大臣が総理大臣と面会した際の文書

（2）大阪高裁令和7年1月30日判決の上訴の要否に係る決裁文書

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4（1）及び（2）のいずれも請求される場合、開示請求件数は2件、開示請求手数料は600円となります。現在、あなたからは収入印紙300円を受領しておりますが、収入印紙300円分が不足しています。

つきましては、情報提供を踏まえ、本年4月30日（水）までに過不足なく収入印紙300円分を納付願います。